

岩手県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成28年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市永井17地割ほか地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年4月28日から同年6月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）